

船舶事故調査報告書

平成22年7月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成21年4月22日 11時52分ごろ
発生場所	三重県鵜殿港東防波堤灯台から真方位138° 9.4海里（M）付近 （概位 北緯33° 37.1′ 東経136° 08.8′）
事故調査の経過	平成21年5月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 ^{にちわ} 日和丸、497トン 140303、朝日海運株式会社 76.23m×12.00m×7.01m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成18年2月 B 漁船 ^{ゆき} 第5幸丸、4.6トン WK3-20562（漁船登録番号）、個人所有 11.90m(Lr)×2.97m×1.03m、FRP ディーゼル機関、246kW（漁船法馬力数）、平成1年1月10日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 65歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和41年6月10日 免状交付年月日 平成21年1月13日 免状有効期間満了日 平成26年7月8日 二等航海士A 男性 55歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和51年1月30日 免状交付年月日 平成17年6月29日 免状有効期間満了日 平成22年11月21日 B 船長B 男性 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年11月13日 免許証交付日 平成17年4月14日 （平成22年11月12日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷 1人（船長B）
損傷	A 球状船首塗料剥離、右舷舷側外板擦過傷 B 左舷船首外板き裂、左舷船底破口、操舵室上部圧壊等
事故の経過	A船は、船長A及び二等航海士Aほか3人が乗り組み、船長Aが、平成21年4月22日11時30分ごろ榎野崎灯台西方沖で、針路約054°

	<p>速力約12ノット(kn)として、自動操舵のまま二等航海士Aに船橋当直を引き継ぎ降橋した。</p> <p>二等航海士Aは、入直したとき波間に小型漁船が見え隠れしていたが、避航を要する船はいなかったため、6Mレンジとしていたレーダーを準備状態とし、操舵室の右舷側に設置された長いすに、左舷方を向く姿勢で腰掛けて見張りを続け、11時52分ごろ、熊野灘において、A船の右舷船首部が、B船の左舷船首部と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、和歌山県那智勝浦町浦神港を出港して漁場を移動しながら操業し、22日11時ごろ昼食を摂ったのち、船尾で漁具の調整を行いながら約3.5knの速力で北西進中、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、転覆したB船の船底に上がっていたところ、付近航行中の漁船に救助された。</p> <p>船長Bは、頭部打撲及び頸椎捻挫を負った。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好</p> <p>潮汐：上げ潮の初期</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>二等航海士Aは、衝突するまでB船に気付いていなかった。</p> <p>船長Bは、衝突するまでA船に気付いていなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 972 815 1014">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 972 1457 1014">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1014 815 1057">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1014 1457 1057">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1057 815 1099">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1057 1457 1099">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1099 815 1529">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1099 1457 1529"> <p>A船は、鵜殿港南東方沖を北東進中、二等航海士Aが、操舵室の右舷側に設置された長いすに、左舷方を向く姿勢で腰掛けて見張りを続け、右舷前方の適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は北西進中、船長Bが、船尾で漁具の調整を行い、左舷前方の適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでA船に気付かなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、鵜殿港南東方沖を北東進中、二等航海士Aが、操舵室の右舷側に設置された長いすに、左舷方を向く姿勢で腰掛けて見張りを続け、右舷前方の適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は北西進中、船長Bが、船尾で漁具の調整を行い、左舷前方の適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、鵜殿港南東方沖を北東進中、二等航海士Aが、操舵室の右舷側に設置された長いすに、左舷方を向く姿勢で腰掛けて見張りを続け、右舷前方の適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は北西進中、船長Bが、船尾で漁具の調整を行い、左舷前方の適切な見張りを行っていなかったことから、衝突するまでA船に気付かなかったものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、鵜殿港南東方沖において、A船が北東進中、B船が北西進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、ともに相手船に気付かず航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								